

歩いて暮らせるまちのつくり方

京都大学 建築学専攻
吉田 哲



道々、休んでいる、へたっている高齢者

- 脊椎管狭窄症、間欠性跛行
- 冠動脈血栓
- 間質性肺炎: 6分間歩行距離
- 気分がふさぐと外出もしなくなり、、、生活不活発病
- 入院1ヶ月で介護度5へ、、、
→家～350m: 買物、650m: 駅
50-100m続けて歩けない、、、
- 心筋梗塞、脳梗塞の後遺症
- 動悸・息切れ、、腰が、膝が、



20200321 西京区



20200416 西京区



20200712 北区船岡山



20200329 伏見区

500mの外出ができなくなり、、、

- 柳他、高齢者が無理なく歩ける距離＝390m

STUDY OF DESIGNING LIVING ZONES CONSIDERING AGED PEDESTRIANS

-Focusing on the aged living in Seoul, Korea-

日本建築学会技術報告集 19巻43号 pp.1061-1066、2013年

- 西野他、健康高齢者外出距離＝386m、481m

ある地方都市における高齢者の日常生活圏域の実態とその圏域間比較

日本建築学会計画系論文集, Vol.81, No.728, pp.2117-2127, 2016.10

一中学校区を基本とする日常生活圏域設定の妥当性検討

—地方中核都市における高齢者福祉行政単位と高齢者の行動実態との比較考察—、
日本建築学会計画系論文集, Vol.79, No.699, pp.1109-1118, 2014.5

- 樋野、75歳以上、店舗まで、不満感じ始める距離＝徒歩834m

買物不便が高齢者の食生活に与える影響とその対策：

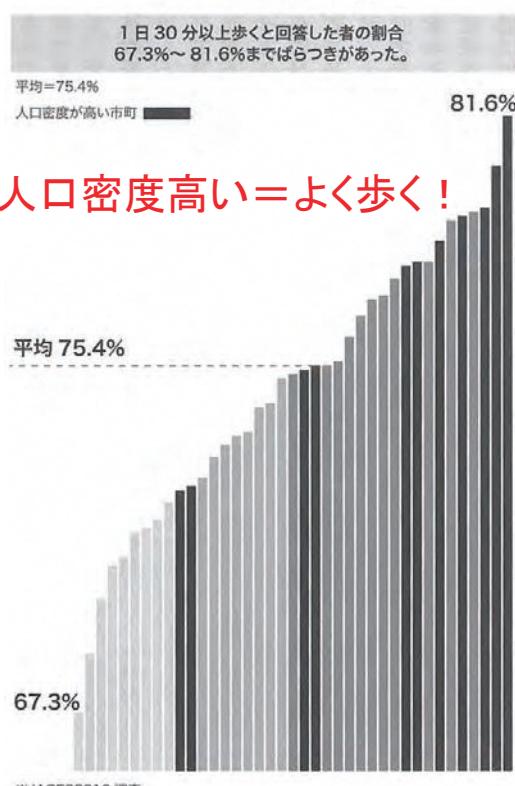
板橋地域における高齢者買物行動調査の結果分析、

日本建築学会計画系論文集, No.556, pp.235-239, 2002.6

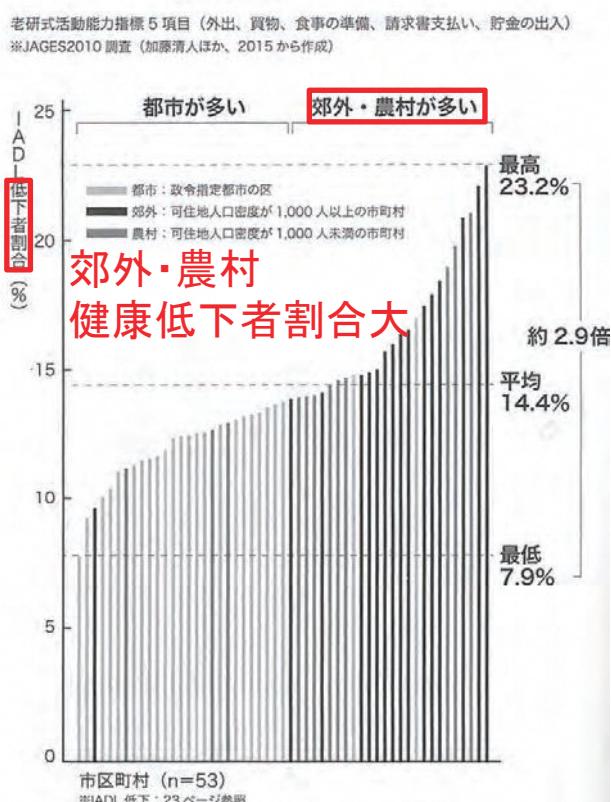
- 竹本、高齢者徒歩圏＝往復10分越えない、分速60m5分＝300m

コンビニ難民、小売店から「ライフライン」へ、中公新書ラクレ、pp.132-133、2016.3

図表7 歩く人が多いまち



図表8 市区町村別にみた IADL 低下者割合
(前期高齢者)



長生きできる町、近藤克則、角川新書、K-232、2018.10.10

p.33、図表7、歩く機会が多い都市部には健康な人が多い、p.37、図表8、都市部で認知症リスクが低い

高齢者が増える時期には、、、

2018.10: 65歳以上28%、75歳以上14%(1779万人)

(後期) 高齢者にとっての日常の外出は、、、

自動車、自転車をやめたあと

近隣に子供世帯や親族がいなければ、、、

=日常生活圏域の縮小

← 閑静な住宅街、で大きな課題！

徒歩圏内でいかに豊かな生活を持続できるか

エイジング・イン・プレイス

ヨシダ訳: 高齢期の地域継続居住

←→医療方針の大転換も裏に

総務省統計局、人口推計の結果概要 平成30年10月報 各月1日現在人口 全国:年齢(5歳階級)、男女別人口
<https://www.stat.go.jp/data/jinsui/pdf/201810.pdf>

近郊・郊外住宅市街地での居住継続とは、、、

5分歩けば、10分歩けば座りたい: 75歳を越えると、、、

→歩いてる途中で休めることが大事: 歩いて暮らせる?

ベンチ・公衆便所のある道を歩く！(08年調査)

買うものは自分の目で確かめてから買いたい！

買物へは気分転換に片道くらいは歩きたい！

歩道拡幅、バリアフリーだけでは高齢者は歩かない

歩くことができる=途中ですわっていくことができる

目的地があることも大事だが、、、

目的地に行く途中の道々、ベンチがあるのが必須！

これだけ整備された都市に、その基本インフラがない？

コロナ後の新しい生活→住宅、住宅地の機能強化！

商店街で着座行動・設置意向等調査 2009-13年 北山杉ベンチの製作・設置へ 2012-14年



道はあるけど。歩き続けるのは大変。

‘70-80年代開発の”閑静な住宅街”
現在70・80歳代、独居・夫婦のみ世帯多く



どこに置けるのだろうか？

公園や歩道への設置は許可がいります

広い歩道には市が既に置いています

交通局などもバス停に→固定設置！

狭い歩道への設置はムリです

警察の規定でベンチを置いた後の幅が1.5m

誰も言わない？→通報されるとすぐ撤去されます

車道上=違法です。あぶないです。

お店の私有地……気のいい店長・社長さんたちがいる！

でも、駅に近い辺りは多くのよその人が座ります、、、

住宅だけになってきた場所ではどうしようか？

使わない駐車場の道路際、空地や空家の前を借りて、、、

家の軒先、軒の下、ガレージ前などの私有地がキー

置いてくださる方は、1度目・その場であっさりOK出されます！

ベンチ設置の法的根拠

2007年 都市再生特別措置法などの一部を改正する法律

道路法の一部の改正←ベンチ、並木、街灯、

法33条、令16条の2、規則4条4の9 許可要件の簡素化

道路(歩道)内の占用での特例(NPO、商店街等設置ベンチ)

法48条の20、21、22、令35条の3、規則4条の16、17

道路外利便施設(私有地ベンチを利便施設協定で行政管理)

道路の移動等円滑化整備ガイドライン：余地幅員2m

道路円滑化基準第18条：歩道幅員をベンチ設置後2m残す

バリアフリー新法に基づく道路の構造基準の策定について—20061219

http://www.mlit.go.jp/road/sign/barrierfree_061219.html

有効幅員最低2m確保著しく困難→当分の間、歩道有効幅員1.5m

車いすが転回でき、車いす使用者と人がすれ違うことができる歩道

京都市の道路占用許可基準：余地幅員1.5m

第9条 ベンチによる占用

(ア 物件高さが2.5m未満の部分は、路端から 1.5m以上)

歩道の車道寄り、道路の利用状況を勘案し、

道路管理上支障のない場所に設けること←上記規定外？